

様式 4

| <p style="text-align: center;">令和 4 年度第 4 回 富士見市市民参加及び協働推進委員会 議事録</p> | | | | | | |
|---|---|------------------------------|--------|--------------|------|-------|
| 日 時 | 令和 4 年 9 月 2 1 日 (水) | | 開会 | 午後 7 時 0 0 分 | | |
| | | | 閉会 | 午後 8 時 1 0 分 | | |
| 場 所 | 富士見市役所分館 3 階 分館会議室 | | | | | |
| 出席者 | 委 員 | 横山委員長 | 朝賀副委員長 | 小池委員 | 高野委員 | 佐藤委員 |
| | | ○ | ○ | × | ○ | ○ |
| | | 鈴山委員 | 児玉委員 | 馬場委員 | 小森委員 | 東海林委員 |
| | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 事 務 局 | 協働推進課 佐々木課長、長根副課長、赤田主査、大木主事補 | | | | |
| 公 開 ・ 非 公 開 | 公開 (傍聴者なし) | | | | | |
| 議 題 | <p>1 開会</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>3 議題 (1) 富士見市協働事業提案制度について (2) 富士見市自治基本条例の見直しについて (3) その他</p> <p>4 閉会</p> | | | | | |

議 事 内 容

| | |
|-------|--|
| 長根副課長 | <p>1 開 会 開会あいさつ</p> |
| 委員長 | <p>2 委員長あいさつ あいさつ</p> |
| | <p>3 議 題 富士見市市民参加及び協働推進委員会条例第6条第1項の定めにより、横山委員長が議長となり、議事を進行した。</p> <p>(1) 富士見市協働事業提案制度について ・市民提案型協働事業の選考について</p> <p>資料 1 令和4年度富士見市協働事業提案制度 市民提案型協働事業の選考について</p> <p>資料 2 令和4年度富士見市協働事業提案制度 プレゼンテーション審査メモ</p> <p>資料 3 富士見市協働事業提案制度審査要領</p> |
| 事務局 | <p>資料に基づき説明。3事業の提案を受付し、書類審査を実施。事業名「盆踊りと和太鼓の体験講習会」については既存の制度において対応することができる事業に該当するため、書類審査の結果、対象外事業となった。その他の2事業については、現在も書類審査を行っている。通過した事業がある場合に限りプレゼンテーションを開催する。</p> <p>プレゼンテーションをした場合、資料2の審査メモは1週間以内に事務局に提出。これを事務局でまとめ、11月18日の委員会で協議する。</p> |
| 委 員 | <p><質疑・意見> プレゼンテーションの開催日時は確定しているのか。</p> |
| 事務局 | <p>⇒資料に記載した開催日時で確定である。提案者及び協働相手となる担当部署にもすでに説明している。</p> <p>10月中に案内を送付する。</p> |
| 事務局 | <p>・今後の制度見直しの方向性について 令和3年3月に提出された提言書に基づき、現在も制度改正に向けて庁内調整を続けているが、提言の内容から一部変更が見込まれる。制度の見直しの方向性として、①複数年補助、②行政提案型協働事業・アイデア提案の廃止、③小規模事業への補助金制度の新設を検討</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>委員</p> | <p>している。③については、身近な課題を解決できる事業に対し、採択までの選考を短縮し、少額の補助金を交付する制度を検討しており、制度への提案者の拡大を目指していきたい。次回会議で、詳細について説明する。</p> <p><質疑・意見> 小規模事業への補助金制度の新設は、提案者の裾野を広げるという意味ではよい。 もっとやり易いことでやれるとよい。</p> <p>(2) 富士見市自治基本条例の見直しについて</p> <p>資料4 富士見市自治基本条例の見直しに対する意見協議表 資料5 条例見直しに対する意見と見解 (案)</p> |
| <p>議長</p> | <p>前回までに各委員から挙げられた意見は資料4にまとめられているが、追加で意見等があれば発言してほしい。</p> <p><委員からの意見・質問> なし</p> |
| <p>事務局</p> | <p>委員から挙げられた意見をもとに、各条項の見直しに対する見解(案)をまとめた資料5について説明。これをもとに、今後提言書(案)を作成する。改正の必要性について見解をまとめたい。</p> |
| <p>委員</p> | <p><委員からの意見・質問> ●第5章 第13条 (市民意見提出手続) ・市ホームページ等で使用されている「パブリックコメント」はどこで定義されているのか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>⇒条例の解説で述べられている。</p> |
| <p>委員</p> | <p>●第6章 第22条 (個人情報保護) ・富士見市市民人材バンク制度の運用は個人情報の活用には該当しないか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>⇒個人情報の活用は、富士見市市民人材バンク制度等での運用の先にあるものと考えます。</p> |
| <p>委員</p> | <p>●第7章 第27条 (条例の位置付け) ・条例を改正する場合の手続はどのようになるのか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>⇒条例案を議会に上程し、議決を得る必要がある。法律改正によるもの以外は、これまでの考え方の検証や改正による影響を検証する必</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>要がある。</p> |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・それほど影響がないと思われる部分についての意見も挙げられているが、見解（案）では改正には至っていない。会議での議論がなかなか生かされていないのではないか。 |
| 事務局 | <p>⇒今後大きくまちのあり方が変わるときは、改正の検討が必要となっていくのかもしれない。過去の経過も含め、これまでの意見を踏まえて、条項の趣旨をわかりやすく説明する必要がある。市民に理解していただくためにも、解説の修正に力を入れたいと考えている。</p> |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・条例と解説の見直しは合わせて行う必要がある。 |
| 事務局 | <p>⇒解説をよりわかりやすくしていきたい。</p> |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条約の関係も条例に含められるとよいと思う。 |
| 事務局 | <p>⇒本条例はまちづくりの基本を定めた条例であるため、子ども等に限定した内容は、個別に制定する方が望ましいと考えている。</p> |
| 議長 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員から挙げられた意見が反映されないと意味がない。今回の審議においては条例改正に至る事案はないが、文言の整理であれば、機会を見て改正してもらいたい。 <p>本日の協議を踏まえて、次回提言書（案）を提示してほしい。</p> |
| | <p>（３）その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーション ※書類審査通過事業があった場合のみ 日時：令和４年１１月１日（火）午後７時～ 場所：富士見市役所１階 全員協議会室 ・第５回推進委員会 日時：令和４年１１月１８日（金）午後７時～ 場所：富士見市役所２階 第２会議室 |
| | <p>４ 閉 会</p> |